

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成23年10月13日(2011.10.13)

【公開番号】特開2010-97857(P2010-97857A)

【公開日】平成22年4月30日(2010.4.30)

【年通号数】公開・登録公報2010-017

【出願番号】特願2008-268652(P2008-268652)

【国際特許分類】

H 01 J 11/02 (2006.01)

【F I】

H 01 J 11/02 B

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月25日(2011.8.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

放電空間を介して対向する一対の基板の一方の基板に、行電極対とこの行電極対を被覆する誘電体層とこの誘電体層を被覆する保護層が設けられ、他方の基板に列電極と蛍光体層が設けられ、放電空間に単位発光領域が形成されているプラズマディスプレイパネルであって、

前記一対の基板の間の放電空間に面する部分に、電子線によって励起されて波長域200～300nm内にピークを有するカソード・ルミネッセンス発光を行う特性を有するとともに、含有濃度0.5～200重量ppmのカルシウムまたは含有濃度10～200重量ppmの亜鉛を含有する酸化マグネシウム結晶体が含まれている、

ことを特徴とするプラズマディスプレイパネル。

【請求項2】

前記酸化マグネシウム結晶体がカルシウムおよび亜鉛以外の不純物を含有し、この不純物の総含有濃度が150重量ppm未満である請求項1に記載のプラズマディスプレイパネル。